

国保だより

発行
伯耆町役場
健康対策課 健康増進室
電話 0859-68-5536

国民健康保険は、加入者の皆様が国民健康保険税を出し合い、病院やけがをしたときの医療費に充てる社会保障制度の一つです。今回は「国民健康保険税について」と「国民健康保険証の更新について」ご案内します。

◇令和元年度 国民健康保険税について

6月14日に国民健康保険税の納税通知書などを発送させていただきました。国保は、病気やけがをした際に病院などで安心して診療が受けられるよう加入者が国保税を負担しあい、お互いに助け合う制度です。国保税の収納率低下が続くと、さらに税率を引き上げる要因となる可能性もあることから、納付期限内に納付していただきますようご理解・ご協力をお願いします。

【納税通知書は世帯主に】

国保は1人1人が被保険者ですが、加入は世帯ごとになるため、世帯主が納税義務者となります。よって、世帯主が会社などの健康保険に加入しており国保に加入されていない場合でも、世帯主が納税義務者となります。

【令和元年度の国保税率】

令和元年度の税率は次の通りです。(前年度と同様)

区分	医療保険分	後期高齢分	介護保険分
所得割率	5.83%	1.46%	1.20%
資産割率	28.90%	7.23%	8.12%
均等割額	21,900円	5,400円	8,300円
平等割額	17,900円	4,400円	4,800円
課税限度額	610,000円	190,000円	160,000円

※介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象

【納入期限】

期別	納入期限	期別	納入期限	期別	納入期限
第1期	7月1日	第5期	10月31日	第9期	3月2日
第2期	7月31日	第6期	12月2日	第10期	3月31日
第3期	9月2日	第7期	12月25日		
第4期	9月30日	第8期	1月31日		

◇国民健康保険 被保険者証の交付について（年度更新）

現在交付している国民健康保険被保険者証は、基本 7 月 31 日が有効期限です。

8 月 1 日からの被保険者証については、7 月中旬に郵便局の簡易書留で郵送する予定です。

※届いたら、内容をご確認ください

有効期限について、基本は令和2年7月31日となります。ただし、次に該当する方は期限が短くなっています。

- ・退職区分の方で令和2年7月31日までに65歳になられる方
- ・令和2年7月31日までに70歳になられる方
- ・令和2年7月31日までに75歳になられる方

有効期限以降の被保険者証については、有効期限の前月に郵送する予定です。

※被保険者証が届かない場合、次のような事例がありますので、ご確認ください。

事例	対応方法
別宅（介護施設等）で生活している	郵便局で「転居・転送サービス」をするなど、郵便が受け取れるように確認しておいてください。
他の健康保険へ加入している。 または、他の健康保険を脱退した。	退職などにより、社会保険などを脱退された方。もしくは、新たに就職して社会保険などに加入した際は、国民健康保険への加入・脱退の手続きが必要です。役場への手続きをお願いします。
被保険者証が届いていない	被保険証が届かない場合、次の項目をご確認ください。 1) 世帯主の名前で郵送し、ご家族の被保険者証も同封しています。 2) 郵便局の簡易書留で郵送を予定しています。受け取りはサイン等を求められますので、ご家族のどなたかが受け取りをされているケースがあります。ご家族にもご確認ください。 3) 不在の場合は、不在票がポストなどに入っています。不在票に記載されている連絡先に電話していただき、受け取りをお願いします。 4) 不在票を投函されてから数日経過すると、役場へ返送されます。受け取りができなかった場合は、一度役場へご連絡ください。